

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年5月23日

世田谷区

1 業務委託の概要

(1) 件名

(仮称) 世田谷区都市整備方針の子ども向け読本作成に係るデザイン編集等業務委託

(2) 事業目的

世田谷区都市整備方針は、世田谷区街づくり条例を根拠とし、平成27年4月に策定した計画期間を概ね20年とする、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針である。

本方針については、第一部「都市整備の基本方針」及び第二部「地域整備方針」で構成し、このうち「地域整備方針」については、策定より概ね10年が経過したことから見直しを行い、令和7年7月に「地域整備方針（後期）」を策定する。

本業務では、「地域整備方針（後期）」の策定にあわせ、子ども（児童・生徒）に「10年後に向けた街づくりの考え方・計画をまとめた方針があること」、「方針に基づき取組みを進めていること」を知ってもらい、方針の内容に興味を持ってもらうこと、また、子どもが街づくりに参加する場があることを知ってもらうことを目的とし、子ども向け読本を作成する。

子ども向けの読本作成に当たり、読本全体のデザイン編集及び読本に使用する鳥瞰パースや地域の街の特徴を表現した絵地図、イラストなどを作成する。

(3) 履行期間

契約の日から令和8年3月30日まで

2 業務委託の内容

本プロポーザルに関する委託業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 読本作成に係るデザインの検討、編集、作成業務

①対象学年の想定

小学校中・高学年以上を想定。

②読本編集・原稿データ作成

世田谷区都市整備方針の内容を踏まえ、読本の原稿を作成する。読本のデザイン検討・編集に際しては、①の対象学年の子どもをはじめ、多様な読者に配慮し、「やさしい日本語」や「色のユニバーサルデザイン」などを踏まえ作成する。

・印刷用版下データの作成（区へ納品するデータは、a i（拡張子）ファイル等、区で編集可能なデータ形式で納品すること。）

- ・区ホームページ掲載用ファイルの作成（PDF（拡張子）を想定）

③読本の構成

読本の構成は、A4サイズ、フルカラー、8ページ程度で、区全体（5地域共通）を説明する部分と、各地域を説明する部分を1セットとし、5つの地域（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）分作成する。

なお、構成は以下の1）、2）の項目を想定しているが、初めに読本全体のデザインの企画・提案を行う。受託者は、区に対しデザインの方向性を示すラフ案を提示し、協議の上、読本全体のデザインコンセプトを決定する。

1）区全体（5地域共通）を説明する部分

内容は、表紙、裏表紙、区の目標及び街づくりに関する説明、区全体の地図等

2）各地域を説明する部分

各地域の地図、5地域のテーマ別の方針のイラスト等、地域の目標、まちの将来像等に関する説明等

④読本内の文章について

読本内で使用する文章は、区が案を作成し受託者に提示する。区の場合に対して、受託者の提案がある場合は、協議の上、決定する。

（2）鳥瞰パース等、イラストの作成業務

イラストの枚数、内容は、以下を想定しているが、その詳細は、業者選定後に区と候補者との協議により決定する。

なお、イラストは、読本全体のデザインコンセプトを踏まえて作成する。

① 区全体の地図（1枚）

5地域（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）の境界を示した区全体の地図を作成する。

② 各地域の地図（各地域1枚、計5枚）

各地域を表示し、学校、公園、幹線道路、鉄道などの施設等を図示し、子どもが自身の住んでいる場所を把握しやすい構成とする。

さらに、各地域を代表するランドマークとなる「1駅」周辺の鳥瞰パースを5地域分作成する。

③ 5地域のテーマ別の方針のイラスト（5つのテーマ×5地域（計25枚））

「地域整備方針(後期)」における各地域のテーマ別の方針で定める内容にあわせて、「どのようなまちをめざしているのか」を伝えるため、各テーマを踏まえたまちの将来像を示すイラストを作成する。

（3）成果品

データは、電子媒体（DVD-R等）で提出すること。

電子媒体の納品に際しては、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、使用したソフトウェア名及びウイルスチェックを行った日付を電子媒体の表面に明記し、納品すること。

① 子ども向け読本の電子データ：一式

編集可能な状態のデータのほか、テキストをアウトライン化した編集可能なai（拡張子）ファイル等及びPDF（拡張子）形式を標準とする。

② 業務で作成したイラストの原画及びスキャン等の画像電子データ：一式

3 提案限度額

¥ 2, 5 5 2, 0 0 0 - (税込み)

4 プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有すること。
※同種業務とは、子どもを対象とした都市計画・街づくりに関する冊子・パンフレット等の作成・編集業務をいう。
※類似業務とは、子どもを対象とした冊子・パンフレット等の作成・編集業務又は、都市計画・街づくりに関する冊子・パンフレット等の作成・編集業務をいう。
- (7) プロポーザル選定委員会構成員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長 都市整備政策部長 佐々木 康史

委員 技監 松村 浩之

都市整備政策部 都市計画課長 一坪 博

世田谷総合支所 街づくり課長 菊池 正則

学校教育部 教育指導課長 山本 修史

5 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

6 提案書を特定するための評価基準

(1) 第一次審査（書類審査）

- ・ 企業実績
- ・ 予定担当者実績
- ・ 特定テーマに対する提案
- ・ 業務実施体制
- ・ 資料作成能力

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑審査）

- ・専門性と技術力
- ・取組み姿勢
- ・コミュニケーション力
- ・デザイン・編集等技術力

7 手続等

(1) 担当部署

世田谷区 都市整備政策部 都市計画課 担当 岡崎、小山、神田
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎2階A棟21番窓口）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年5月23日（金）から6月6日（金）まで

場所及び方法：

①上記（1）にて窓口配布

（土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで）

②区のホームページへの掲載

世田谷区トップページ → 区政情報 → 契約・入札情報 → 発注
情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 → 住まい・街づくり・環
境 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和7年6月6日（金）17時まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。）

提出先：上記（1）に同じ

(4) 提案書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和7年7月11日（金）17時まで（必着）

提出方法：電子申請サービス、持参又は郵送

※電子申請サービスURLは、招請通知内にてお知らせする。

（締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。）

提出先：上記（1）に同じ

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和7年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (6) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (7) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 参加表明書、提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (9) 参加表明書、提案書、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 提出された参加表明書及び提案書は返還しないが、区は、提出者の許可なく、公表、転載、引用することはできない。
- (11) 企画提案書の提出後は、原則として企画提案書に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (12) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 本業務の成果品のうち、2（1）で作成した「読本の版下データに係る著作権」（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、区に移転するものとし、本規定に関わらず、受託者が本成果品を利用することを認める。
- (14) 本業務の成果品のうち、2（2）で作成した「個々のイラストに係る著作権」（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、受託者に帰属するものとし、受託者は区に対し、無償で利用することを許諾するものとする。
- (15) 受託者及び再受託者は、成果品について著作者人格権を行使しない。
- (16) 詳細は説明書による。